

県補助金 QA

Q1 調査・設計に係る費用は交付対象となるか。

A1 整備する設備に係る調査・設計(基本設計・詳細設計等)については、補助対象経費に含まれており、必要最小限度の範囲に限って交付対象となります。他方で、調査・設計(基本設計・詳細設計等)のみを単独で交付対象とはできません。

Q2 補助要件である「本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐付く環境価値を需要家に帰属させるものであること」について、どのようにすれば要件を満たすのか。

A2 本事業によって得られる環境価値については、一定の時間単位での再エネ発電設備で発電された電力量及び需要家での需要量を把握することで同時同量を担保し、電力と環境価値を一体として取り扱い、環境価値を需要家に帰属させる旨を契約書等で明記することで交付要件を満たします。

なお、電力価値と環境価値を切り離して環境価値のみを取引する事業(バーチャル PPA(Virtual Power Purchase Agreement))は、電力と環境価値を一体として取り扱っていないことから、交付要件を満たしません。

Q3 既存設備の撤去費は交付対象経費に含まれるか。

A3 既存設備の撤去費も交付対象に含めます。

Q4 実施要領2(ウ)の交付対象に含める必要最小限度の範囲とは、具体的に何を指しているのか。

A4 設備の稼働に必要不可欠な、パネルの基礎工事やケーブルの埋設工事の前提となる掘削工事、電気ケーブルや架台等に係る経費を指します。その他費目は以下のとおり取り扱います。

【対象経費】

- ・地域共生の促進に資する経費※初年度のみ
 - (工事用道路の清掃費、電灯設置費、鳥獣関係の対策費(電気柵・箱罠等)、蓄電池等の設置 等)
- ・気温計・日射計・気象信号変換器、普及啓発用機器(モニター・ケーブル)
- ・監視カメラ、照明設備とその設置費など
- ・電力会社・消防署等への申請・届出・登録等に係る費用、工事会社等への振込手数料
- ・低木の打払いや簡易な地ならしなどの整地、敷砂利やコンクリートを敷き詰めるための費用
- ・盛土や土壤改良工事に係る費用
- ・発生土等に関する処分に要する経費(運搬車への積込費・運搬費・処分費)
- ・実証的な製品
- ・数年で定期的に更新する消耗品(例:消火器)※初年度のみ

【対象外経費】

- ・データ通信費、パワーコンディショナ等の保証料
- ・設備の保守管理に係る費用、ランニングコスト、契約期間満了時の撤去にあたる費用